



# 市議会だより

11月30日号 No.58 (臨時号)

編集・発行／芦屋市議会

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 TEL:0797 38 2001  
ホームページアドレス http://www.city.ashiya.hyogo.jp/gikai/



特別委員会審査風景

大嶋三郎氏から意見の陳述があり、また、「請求第三十願第六号、議員定数を削減しないよう求める請願書」も提出され、二件は、全議員で構成する「直接請求に基づく議員定数条例審査特別委員会」で審査を行

芦屋市議会は、住民から直接請求制度に基づき提出された「芦屋市議会議員定数条例改正について」を審議するため、10月17日（火）から30日（月）まで、第4回臨時会を開催しました。今回の直接請求は、1カ月間の署名期間中に8,855人の有効署名を集め、市長に提出されたものです。実質的な審査を行いました「直接請求に基づく議員定数条例審査特別委員会」では、直接請求の代表者を参考人として招致し、条例改正を求めた理由や背景などについて詳細に質疑を行いました。概要は以下のとおりです。

## 直接請求に伴い臨時会を開催 住民請求の議員定数九名削減案を否決

平成十八年第四回臨時会は、十月十七日（火）から三十日（月）までの会期で開催しました。住民からの直接請求に伴う議会招集は、昭和四十四年六月以来のことです。臨時会初日には、住民が請求した「第七十一号議案、芦屋市議会議員定数条例改正について」が市長から提出されました。内容は議員定数を、現在の二十四人から九人削減して十五人とするものです。この議案については、市長の意見を聞いた後、直接請求代表者である、

同委員会は、十月十七日と二十四日に委員会を開催しました。二十四日開催の委員会では、請願第三十六号の請願者から口頭陳述があり、請願者から口頭陳述があり、請願紹介議員からも補足説明を受けました。また、第七十一号議案に関しては、直接請求代表者のうち三人を参考人として招致し、質疑を行いました。この後、市長の意見に対しては、多くの委員が賛否の意見を表明し、委員会としては、直接請求案、請願とも賛成少数で否決、あるいは不採択にすべきものと決しました。

十月三十日開催の本会議では、特別委員会での審査の経緯と結果について委員長報告があり、この後、第七十一号議案と請願第三十六号の二件に対する討論を各会派から代表一人と会派に属さない議員のうち一人が行いました。（二面に関連記事）この後、表決の結果、第七十一号議案は、対二十二の賛成少数で否決に、請願第三十六号も賛成少数で不採択となりました。

本会議・委員会を通じての意見の概要は次のとおりです。  
▼直接請求代表者の意見  
議員定数を十五人とする根拠は、①人口、面積的に近隣都市とアンバランスがある、②都市の成熟度が高く、本市が特に発展的な地域産業もない住宅都市である、③議員定数削減の地方自治法改正の流れがある、④議員の質の向上が必要である、⑤赤字再建団体の転落回避を理由に市民サービスの低下や負担増が求められている、ことにある。芦屋市を日本一スリムで、

▼各会派等の意見  
二面に掲載しています。

▼請願第三十六号の請願者・請願紹介議員の意見  
議員を減らせば政治は良くならない。議員数が多いほど多様な意見が反映できる。市民の願いをしっかりと受け止められる数・質ともにそろった議会が必要である。議会運営に関しても今の定数がぎりぎりである。

## 直接請求の流れと議会での審議

月日	会議名等	内容
7月19日		請求代表者が市長に条例改正請求代表者証明書の交付を申請
7月26日		市長が請求代表者に条例改正請求代表者証明書を交付、告示
8月30日		請求代表者が市選挙管理委員会に署名簿を提出
9月5日	本会議	市議会第3回（9月）定例会が開会
9月19日		市選挙管理委員会が、提出された署名簿の署名総数等を告示（署名簿の署名数 10,213人、内有効署名数 8,847人）
9月20日から26日まで		市選挙管理委員会が署名簿を関係者に縦覧 署名の有効・無効に関して異議申立あり
9月25日	本会議	市議会が地方自治法第74条第4項（直接請求代表者が市議会で見聞陳述すること）に関する手続を議会運営委員会に委任 市議会第3回（9月）定例会が閉会
9月27日		市選挙管理委員会は異議の申立15件のうち8件を容認（無効署名としていたものを有効署名とした）
9月29日		市選挙管理委員会は有効署名総数を8,855人と決定。また、署名簿を請求代表者に返付 請求代表者が市長に署名簿を添えて条例改正の請求 市長はこれを受理し請求代表者の住所氏名及び請求の要旨を告示
10月10日		市長は臨時市議会を10月17日に招集することを告示
10月11日	議会運営委員会	10月17日開催の市議会本会議で、直接請求代表者が意見陳述することなどを決定、告示
10月13日		あたたかい民主市政をつくる芦屋市民の会が「議員定数を削減しないよう求める請願書」（請願第36号）を市議会に提出
10月16日	議会運営委員会	10月17日開催の市議会本会議で、第71号議案、芦屋市議会議員定数条例改正について（直接請求による議員定数削減案）と臨時会の付議事件として追加告示した請願第36号を本会議の議題とすることを決定
10月17日	本会議	市議会第4回臨時会を開会 臨時会の会期を10月30日までとすることを決定 第71号議案を議題とし、市長から議案提出の説明と市長の意見について説明を受け、直接請求代表者から意見陳述を受ける全議員で構成する「直接請求に基づく議員定数条例審査特別委員会」を設置 第71号議案と請願第36号を同特別委員会に付託 特別委員会委員長に中島健一氏、副委員長に山村悦三氏を選出 特別委員会に各派代表者で構成する理事会を設置することを決定
	定数特委	特別委員会での審査の進め方などについて協議
	定数特委	請願第36号の請願者の口頭陳述、請願紹介議員の補足説明 10月24日開催の委員会で請求代表者を参考人として招致することを決定
10月24日	定数特委	請願第36号の紹介議員に対する質疑、第71号議案に関し参考人（請求代表者）に対する質疑、当局に対する質疑 第71号議案と請願第36号に関する討論・表決
10月27日	議会運営委員会	10月30日開催の本会議の進め方について協議
10月30日	本会議	直接請求に基づく議員定数条例審査特別委員会委員長報告 第71号議案と請願第36号に関する討論・表決

※会議名欄「定数特委」は直接請求に基づく議員定数条例審査特別委員会のことです。

## 直接請求とは

直接請求とは、住民が選挙権を有する者の一定数以上の連署をもってその代表者から、①条例の制定改廃、②事務の監査、③議会の解散、④議員・長（市の場合は市長、県の場合は知事）等の解職を請求することができるなど、住民が直接政治に参加する制度のことです。また、現行地方自治制度の基本となっている代表民主制（住民が議員その他代表者を選挙し、それを通

じて政治に参加する制度）の弊害を是正するためのもの、住民自治などの原理に基づく住民の基本権であると言えます。条例改廃請求の場合は、有権者総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から地方自治体の長へ請求することが地方自治法に規定されています。この制度は、①請求代表者証明書の交付、②署名の収集（期間は市の場合原則1カ月以内、直接請求代表者または署名収集受任者が収集、署名は自書で押印が必要）、③署名簿の提出及び署名の効力の審査、④署名簿の返付、⑤請求の提出、といった一連の手続によって行います。（『地方議会用語辞典』などを引用）